

久美浜駅多目的ホール「喫茶室」

利用者の募集について

令和7年9月17日

京丹後市 市長公室 政策企画課

第 1 募集の内容

京丹後市観光情報施設条例に規定する久美浜駅多目的ホール「喫茶室」（以下「施設」という。）について、駅利用者の利便性の向上を図り、駅のにぎわい創りを進めるため、この施設を利用しカフェ業務（付帯する業務を含む）を営む利用者を募集します。

1 利用者募集の目的

近年、京丹後市内の鉄道駅（7 駅）の乗降者数は減少傾向にあり、久美浜駅においても同様の傾向が続いています（※1）。一方、駅は鉄道利用者に限らず多くの市民や来訪者が集まる、地域の情報発信や交流拠点としての役割が求められています。

本市では、平成28年度及び平成29年度の2ヵ年において、京都府駅再生プロジェクト推進事業補助金の交付を受け、久美浜駅が鉄道利用者をはじめ多くの市民や来訪者が集うにぎわいの交流拠点となることを目指し、久美浜駅再生に向けた取り組みを進めてきました（※2）。平成30年7月から当施設で営業が行われてきたところですが、利用の終了を受け、このたび新たにカフェ業務を営む方（法人、団体又は個人）を募集します。

（※1）市内7駅の年間乗降者数の推移（年間推計値）

	平成28年度	令和6年度
久美浜駅	32,066 人	22,083 人
市内7駅	360,734 人	232,533 人

久美浜駅の1日あたりの乗降者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
62 人	69 人	69 人	61 人

（※2）の主な事業内容

トイレの洋式化、駅前広場の駐車場舗装及び区画線引き、駅舎夜間ライトアップ、多目的ホール改修工事 等

2 施設の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 所在地 | 京都府京丹後市久美浜町772番地 |
| (2) 建物規模構造 | 木造1階建 |
| (3) 面積 | 久美浜駅多目的ホール104.78㎡のうち喫茶室（厨房室）
16.59㎡ |
| (4) 配置 | 別紙「久美浜駅舎」平面図を参照 |
| (5) 所有 | 建物…京丹後市（以下「市」という。）
用地…北近畿タンゴ鉄道株式会社 |

(6) 現有設備等

① 調理関係備品

調理作業台、製氷機、2槽シンク、給湯器、業務用冷蔵庫、IHクッキングヒーター（各1）

② 100V電源コンセント

9箇所（18個の差込口：調理場内及び飲食スペースの合計）

※給湯器用の200V電源が1箇所（1個）あり

③ 水道（2槽シンクにカラン設置）

④ 調理場内は土間排水（グリストラップはないが溜桝あり）

⑤ テーブル8台、椅子26脚（共用スペースに設置）

⑥ 駅舎トイレ（和式・洋式、身障者用トイレあり）

※ レジスター、ガス設備、固定電話設備はありません。

(7) その他

多目的ホール内には、久美浜町観光総合案内所が併設し、同案内所では、乳製品を含む地場製品の販売が毎日（主に午前9時から午後5時まで）行われています。

3 施設利用にあたっての基本的な観点

利用にあたっては、次の観点をもとにした利用をお願いします。

(1) 喫茶等のサービス提供

① 喫茶等のサービス提供に資すること。

② 鉄道、バス、タクシーの利用者等の利便に資すること。

③ 駅のにぎわい創出に資すること。

(2) 安定的かつ継続的な運営

① 安全管理・衛生管理

② 健全な収支計画

③ サービスの充実

(3) 公共交通利用促進への貢献と駅のにぎわい創出

(4) 地域への貢献及び協力

① 周辺地域の活性化への取組み協力等

4 施設の利用期間等

(1) 施設の利用期間

施設の利用期間は、令和7年11月1日（営業開始予定）から令和8年3月31日までとします。

なお、利用状況等を勘案して支障がないと市が判断する場合、本募集に係る提案内容を変更しないことを前提として、令和11年3月31日を限度に、利用者は年度ごとに利用許可の申請を行うことができます。

(2) 施設の利用時間

午前6時から午後10時までの間

※ 利用希望者は、市長の承認を受けて、これを変更することができます。

※ 併設する久美浜町観光総合案内所との調整が必要です。

5 施設の使用料等

(1) 使用料等

- ① 使用料 京丹後市観光情報施設条例に規定されるもの。

月額使用料	10,000円／月 (占有面積16.59㎡)
-------	---------------------------

② 構内営業料

- ・ 構内営業は、WILLER TRAINS 株式会社（以下「WILLER 社」という。）が定める「構内営業規則」に規定されるもの。

- ・ 当施設の利用は「一般飲食業」に該当し、営業料率は1,000分の90。最低年間48,000円。

※ 構内営業料は、売上総収入額に営業料率を乗じた額となりますが、詳しくは、利用許可後に WILLER 社と協議のうえ決定することとなります。

③ 光熱水費

施設利用に必要な光熱水費。実費相当額を市に納付していただきます。

6 参加資格

施設の利用を希望する者は、次に掲げる事項をすべて満たすことが必要です。

- (1) 食材を調理し、飲食サービスを提供する場合は、食品衛生責任者になることができる資格を有する者を現場責任者として配置できること。その資格を営業開始予定日（令和7年11月1日以降）までに取得可能な者、若しくは取得している者であること。

- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

- (3) 次の①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者でないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- ① 本市との契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ③ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後3年が経過しない者を本市との契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 市に納入すべき市税（附帯金を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹後市告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (7) 「施設利用者の募集に関する参加申込書」提出日から施設利用許可日までの間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

7 利用の条件等

利用にあたっては、下記事項が条件になります。

- (1) 市及び久美浜駅周辺地域団体等と連携・協力し、久美浜駅利用者及び観光客の利便性や満足度の向上に努めるとともに、久美浜駅の利用促進に努めること。
- (2) 久美浜駅周辺地域の観光の取り組みへの協力、駅を中心とした地域のにぎわいづくりに資することなど地元への貢献及び協力を行うとともに、地元従業員の優先雇用及び資材調達等の地元発注に努めること。
- (3) 利用許可期間満了時には、利用者が設置した設備・内装等は撤去の上、原状回復すること。ただし、利用者が継続して使用許可を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 既存施設を破損又は市の許可なく撤去することがないこと。万一、破損又は撤去した場合は市の指示に従い、利用者の負担にて原状回復すること。
- (5) 使用部分を改装するときは、市と協議し了承を得ること。
- (6) 喫茶等サービスの提供に際しては、食品衛生法その他関係法令を順守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- (7) 営業に必要な各種法令に基づく許認可等は利用者が取得すること。
- (8) 利用にあたって示された主たるメニューの種類や価格を大幅に変更する場合は、市と協議すること。
- (9) 廃棄物の処理（保管、拋出、処分等）は、利用者の責任において適正に行うこと。
- (10) 施設の不具合により利用者に損失が生じてても、市はその損失を補償しない。また、利用者は市に対し、一切の求償は行わないこと。
- (11) 市が設置した設備、備品以外に、利用者が行う工事・備品調達等に係る一切の費用は、利用者が負担すること。

<例>

- ・レジスター、什器一式及び消耗器具類の費用

- ・運営に要する人件費、原材料費
- ・電気料金、水道料金 ※ガス設備なし
- ・消耗器具類の更新、使用部分の修繕、清掃及びゴミ処理等の維持管理費

8 施設の改修等

(1) 内装工事等及び維持管理

- ① 利用者が内装工事等を行う場合には、発生する一切の経費は利用者の負担とし、事前に書面により市の承認を受けてください。
- ② 内装工事等にあたっては、関係法令を遵守するとともに、京丹後市内の業者を積極的に活用してください。
- ③ 利用者が設置した設備等については、利用者自らの負担と責任において、適正に維持管理してください。
- ④ 利用者は、喫茶室（16.59㎡）の維持管理について、天災その他不可抗力によるものを除くほか、その一切の責任を負うものとします。
- ⑤ 多目的ホール内のテーブル、イスは市の備品で喫茶利用者と駅利用者の共用で使用するものとし、管理については施設利用者が行うものとする。

(2) 看板等の設置

- ① 営業看板や幟等の簡易なものは、喫茶スペースの外側に設置できるものとします。（営業時間外は喫茶スペース内に収納してください。）
- ② 看板等を設置する場合は、駅舎建物と調和したものにしてください。また、必ず市との事前協議を行ってください。

(3) 原状回復

利用許可期間が満了したとき、又は許可が取消されたときは、市が指定する日までに、利用者の負担と責任において原状に回復し、又は搬入した物件の撤去を行ってください。

9 実地調査及び業務報告等

市は、利用状況について随時に調査し、報告を求め、その使用について指示することができるものとし、利用者はその指示に従うこととします。

10 利用許可の取消等

利用者が次のいずれかに該当するとき又は管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可の取り消しをすることができます。

- ① 「京丹後市観光情報施設条例」又は同条例施行規則の規定に違反したとき。
- ② 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- ③ 使用料を納期限までに納付しないとき。
- ④ 利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

なお、この措置により利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負いません。

第2 応募に関する事項

1 提出書類

- (1) 久美浜駅多目的ホール「喫茶室」利用者の募集に関する参加申込書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
様式に沿って作成してください（資料添付及び回答スペース欄の拡大可。）。
- (3) 関連事業等の実績について（様式3）
関連する事業等の実績について記入してください。
- (4) 利用申込に係る宣誓書（様式4）

2 応募の手続き等

(1) スケジュール

時 期	実施項目
令和7年9月17日（水）	募集開始、質疑受付開始 HP および防災無線で広報 ※問合せ期間＝9月26日（金）まで ※提出書類等について説明
令和7年9月26日（金）	現地説明会予定日
令和7年10月8日（水） 午後5時まで	提出書類の受付期限
令和7年10月10日（金）	ヒアリング予定日 ※詳細は応募者に別途通知
令和7年10月中旬	候補者の決定 ※施設利用申請書の提出（利用者）
令和7年11月1日（土）以降	施設の利用開始予定
※施設利用開始後、概ね1カ月以内に営業開始	

3 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類に記載された個人情報、利用者の決定その他の手続きを実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。
- (2) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 応募者が提出した書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとします。
- (4) 市は、利用者の決定手続きに係る事務を遂行するために、必要な範囲で提出書類の複製を作成することができるものとします。また、結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとし

ます。

- (5) 提出書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事項に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

第3 利用者の決定について

1 利用者の決定

応募書類の審査及びヒアリングを実施のうえ利用者を決定します

なお、「第1 募集の内容」の「1 利用者募集の目的」における賑わいの交流拠点づくりに資するため、新たに本市に転入される利用者を歓迎するとともに、「3 施設利用にあたっての基本的な観点」を基に、次の項目により審査を行います。

- (1) サービスの内容（営業日、営業時間、メニュー及び価格等）
 - ・ 久美浜駅多目的ホールの整備デザインを活かしたサービスの提供
- (2) 関連事業等の実績
- (3) 安定的かつ継続的な運営
 - ・ 安全管理、衛生管理
 - ・ 健全な収支計画
 - ・ サービスの充実等
- (4) 公共交通利用促進への貢献と駅のにぎわい創出
 - ・ 駅利用者（鉄道、バス、タクシー）及び観光客の利便性の向上
 - ・ 運行事業者との連携、協力
 - ・ 駅のイメージアップ及びにぎわいの創出
- (5) 地域への貢献及び協力
 - ・ 久美浜駅周辺地域の活性化への取組み協力
 - ・ 資材調達等の地元発注
 - ・ 地元従業員の優先雇用（雇用のある場合）

2 決定の時期及び審査結果の通知

利用者は、令和7年10月中旬に決定し、選定結果は応募者全員に文書で通知します。
決定した利用者以外の応募者名及び提案内容については公表しません。

なお、審査に係る内容についての質問、問合せその他照会には、一切応じられませんので、あらかじめ了承のうえ応募してください。

3 問合せ先

質問事項や現地への案内を希望される場合には、次にお問い合わせください。

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 公共交通係

電 話 0 7 7 2-6 9-0 1 2 0

F A X 0 7 7 2-6 9-0 9 0 1

E-m a i l kikaku@city.kyotango.lg.jp